

人権の歴史と日本国憲法 3

<憲法 9 条と前文>

第 9 条

1 項

「日本国民は正義と秩序を基調とする①[]を誠実に希求し、国権の発動たる②[]と、③[]による威嚇^{いかく}または③[]の行使は、④[]を解決する手段としては⑤[]にこれを⑥[]する。」

2 項

「前項の目的を達するため、⑦[]その他の⑧[]はこれを保持しない。国の⑨[]権はこれを認めない。」

前文 1

日本国憲法前文

日本国民は、正当に①[]された国会における②[]を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって③[]のもたらす恵沢^{けいたく}を確保し、④[]の行為によって再び⑤[]が起ることのないようにすることを決意し、ここに⑥[]が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛^{げんしゆく}な⑦[]によるものであつて、その⑧[]は国民に由来し、その権力は国民の⑨[]がこれを行使し、その⑩[]は国民がこれを享受^{きやうじゆ}する。これは人類^{ふへん}普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅^{しやうちよく}を⑪[]する。

前文 2

日本国民は、① を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、② を愛する諸国民の③ と④ に信頼して、われらの⑤ と⑥ を保持しようとして決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、^{れいじゆう} 圧迫と偏狭^{へんきやう}を地上から永遠に除去しようとして努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく⑦ と⑧ から免かれ、平和のうちに⑨ する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを⑩ 。

解 答

*表記法は教科書で確認してください。

第 9 条

- ①国際平和 ②戦争 ③武力 ④国際紛争 ⑤永久 ⑥放棄 ⑦陸海空軍
⑧戦力 ⑨交戦

前文 1

- ①選挙 ②代表者 ③自由 ④政府 ⑤戦争の惨禍^{さんか} ⑥主権 ⑦信託^{しんたく}
⑧権威^{けんい} ⑨代表者 ⑩福利 ⑪排除^{はいじょ}

前文 2

- ①恒久^{こうきゅう}の平和 ②平和 ③公正 ④信義 ⑤安全 ⑥生存 ⑦恐怖 ⑧欠乏
⑨生存 ⑩誓う